様式第3号(第9条関係)

下野市物品売買請書

　　年　　月　　日

　　下野市長　　　　様

住所

納入業者

氏名　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 物品名 |  |
| 品質及び数量 | (別記のとおり) |
| 売買代金 | 円  (うち取引に係る消費税額　　　　　　　　　　　　円) |
| 納入期限 | 年　　　月　　　日　まで |
| 納入場所 |  |
| 代金支払方法 | 指定口座に振込払 |
| 契約保証金 | 免除 |

　上記の物品の納入については、次の条項により確実に履行することをお請けいたします。

1　納入業者は、物品を納入しようとするときは、その旨を市に通知しなければならない。

2　市は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3　検査の結果、不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、市の指定する日までに良品を納入するものとする。

4　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、納入業者の負担とする。

5　物品納入後、市において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が市の過失による場合を除き、納入業者は、市が物品を受領した後1年以内までにこれを良品と交換し、又は修補するものとする。

6　売買代金の支払は、検査が完了し、市が物品の受領をした後、納入業者からの支払請求書を受理した日から30日以内にするものとする。

7　納入業者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、納入業者は市に対して、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。) で計算した額とする。

8　この条項に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。

別記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |